

平成29年1月10日

ワークライフバランス支援 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日までの5年間
2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についての書類を作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 29 年 1 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 29 年 1 月～ 制度に関する書類の作成・配布、管理職を対象とした研修及びホームページ掲載などによる社員への周知

目標2：平成32年4月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成 29 年 1 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 32 年 4 月～ 制度の導入、ホームページなどによる職員への周知

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成 29 年 1 月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成 29 年 1 月～ 相談員の研修
- 平成 29 年 1 月～ 相談窓口の設置について職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を100%とする。

<対策>

- 平成 29 年 1 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

- 平成 29 年 1 月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する

目標 1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 平成 29 年 1 月～ 制度内容等について社内広報誌などにより職員に周知
- 平成 29 年 1 月～ 管理職を対象とした研修の実施

2. 内容

目標 1：地域の子どもの医院見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 平成 29 年 1 月～ 受け入れ体制について検討開始
- 平成 29 年 4 月～ 受け入れを行う工場や部署への説明及び体制作り
- 平成 29 年 4 月～ 関係行政機関、学校との連携
- 平成 29 年 4 月～ 職員へのホームページなどによる取組の周知
- 平成 29 年 4 月～ 医院見学及びインターンシップの受け入れ開始

目標 2：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を平成 33 年 4 月までに実施する。

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 検討会の設置
- 平成 32 年 4 月～ 職員への参観日実施についての周知
- 平成 33 年 4 月～ 参観日の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けての

検討